

令和6年度 第6回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年9月5日(木) 午後1時30分から午後2時00分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	山 崎 勝 喜
北 尻 芳 孝	奥 野 正 作	田 中 正 剛
松 本 智恵子		

(3) 欠席委員

田 中 宏

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	松 下 孝 彦	田 中 利 幸
岡 所 次 郎	北 條 一 宜	登り山 正 嗣

(5) 欠席委員 1名

岸 田 勝 夫

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 長 野 諭

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

農政部農水産課

主 幹 北 野 正 弘

主 幹 川 口 智 永

4 付議事項

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

議案第37号 地域計画案に係る意見決定について

報告第24号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について

報告第25号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の
報告について

報告第27号 農業従事証明の発行の報告について

報告第28号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について

報告第29号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第6回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において辻千太郎委員、小谷信江委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第29号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計11件であります。

それではまず、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第23号と第24号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第23号は、申請地は北区中村町で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は608平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第24号は、申請地は北区金岡町で市街化調整区域内にあり、周辺は田、道路及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は631平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が持ち分の2分の1につき贈与を受け、所有権移転するための申請です。

以上2件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第13号から第17号をご説明いたします。

まず、受付番号第13号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が美原区太井で食肉の加工業を営む法人で、申請地は美原区太井の田2筆、面積は合計585平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、現在の工場敷地を含めた開発計画に伴う工場の移転が必要となり、代替地である本申請地を譲り受け、都市計画法第29条の開発許可を受け、食肉工場を建築するものです。

申請は令和6年8月19日、同日農業委員会受付となっております。
農地区分は、農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内に汚水枥を設置し、東側道路の汚水管に接続する計画です。雨水については敷地内に雨水枥を設置し、東側の既設道路側溝より排水する計画です。周囲には擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第14号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府河内長野市南花台1丁目で宅建業を営む法人で、申請地は美原区真福寺の田1筆、面積は1,101平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、堺・泉州エリアの業務拡大により資材置場が緊急に必要となったため、本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年8月19日、同日農業委員会受付となっております。
農地区分は、農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装による自然浸透及び大雨時には東側水路に放流する計画です。周囲にはブロックを2段積する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第15号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪市東住吉区東田辺3丁目で建設業を営む法人で、申請地は中区見野山の畑1筆、面積は1,193平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、申請地方面の業務拡大により資材置場が手狭となったため、本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年8月20日、同日農業委員会受付となっております。
農地区分は、農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び、土地の傾斜を利用し、西側の既存側溝から放流する計画です。周囲にはブロックを2段積にする計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第16号は賃借権を設定し一時転用するものです。申請人は被設定人が大阪市北区堂島2丁目で建設業及び不動産業を営む法人で、申請地は東区石原町2丁の田2筆、面積は合計1,623平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、申請地の近隣で建設工事を行うにあたり、工事事務所および付属駐車場が緊急に必要なことから、本申請地を賃借のうえ一時転用し使用するものです。一時転用期間は令和6年10月から令和8年6月末日です。農地復元後は果樹を植える予定です。

申請は令和6年8月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法第5条第2項第1号ロに該当し、第1種農地です。

農地法施行令第4条第1項第2号に規定する仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するためのもので、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供する事が必要であると認められるものであることから不許可の例外に該当するものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内での自然浸透及び東側及び西側道路側溝から水利組合管理水路へ排水する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第17号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区土師町3丁で土木・工事業を営む法人で、申請地は南区稲葉3丁の田2筆、面積は合計2,630平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、業務拡大により現在使用している資材置場が手狭となったため、隣接にある本申請地を譲り受け露天資材置場を拡張し、使用するものです。

申請は令和6年8月23日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内での自然浸透及び敷地内貯水池より南側の水利組合管理水路へ放流する計画です。周囲にはブロック2段を設置し、その上にフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第35号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第35号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第8号と第9号をご説明いたします。

まず、受付番号第8号は、申請人が中区福田に居住する農業者で、申請地は中区福田の田畑8筆、面積は合計5,669平方メートル、現在保全管理中及びうねの状態です。

次に、受付番号第9号は、申請人が中区深阪3丁に居住する会社員兼農業者で、申請地は中区深阪3丁、中区深阪4丁、中区深阪5丁の田7筆、面積は合計3,416.27平方メートル、現在耕うん済、

果樹、うね、ハウス、及び保全管理中の状態です。

以上につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第52号から第56号をご説明いたします。

まず、受付番号第52号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は474平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は5年です。

次に、受付番号第53号は、申請地は中区陶器北の畑4筆、面積は合計1,986平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第54号は、申請地は北区金岡町の田2筆、面積は合計1,144平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用賃借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第55号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は2,495平方メートルで、現在うね及び保全管理中の状態です。新

規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第56号は、申請地は南区三木閉の田5筆、面積は合計2,599平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借となっています。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第37号「地域計画案に係る意見決定について」を議題といたします。

担当課である農水産課の職員が入室いたしますので、着席されるまで、委員の皆様は、しばらくお待ちください。

【着席確認後】

それでは、議案第37号「地域計画案に係る意見決定について」、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第37号「地域計画案に係る意見決定について」をご説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法における地域計画策定のため、同法第18条の規定に基づき、各地域に設置された協議の場における協議結果を踏まえて策定された地域計画案について、堺市が、同法第19条第6項の規定に基づき、当委員会に対して、意見聴取を行うもの

です。

今回、対象となる地域は、西区の太平寺農空間保全地域、美原区の菅生地区及び菅生新田地区の3地域です。

あらかじめお配りしている各地域における地域計画案については、地区協議会において、担当課である農水産課より概要説明がなされ、第一地区、第二地区ともに、各地域計画案は適当である旨、ご意見をいただいておりますので、議案のとおり「原案について、適当であると認める。」と意見決定することについて、ご提案するものです。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、報告第24号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第29号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第24号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第29号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第24号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第25号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局

長専決処分の報告について」は1件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第26号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は3件ございました。まず、受付番号第3号は申請地が美原区今井の田1筆で、面積は1,233平方メートルのうち991平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第4号は申請地が美原区太井の田1筆で、面積は333平方メートル、離作補償はありで、双方合意によるものです。次に、受付番号第5号は申請地が西区鳳南町5丁の田1筆で、面積は、2,277平方メートルのうち1,138.50平方メートル、離作補償はありで、双方合意によるものです。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第27号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は申請地が美原区菅生の畑1筆、面積は249平方メートル、申請人の年間耕作日数は120日、市街化調整区域内の耕作面積は3,208平方メートル、申請目的は農家住宅建築で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第28号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第10号は申出者が子で、主たる従事者の死亡、次に受付番号第11号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも、各案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第29号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。まず受付番号第22号は、申請地が東区大美野の畑1筆で面積は378平方メートル、現況は駐車場、経過年数は20年以上、次に受付番号第

23号は、申請地が南区高尾1丁の畑1筆、面積は330平方メートル、現況は雑木林一部通行路、経過年数は35年以上、次に受付番号第24号は、申請地が美原区菅生の畑1筆で面積は958平方メートル、現況は山林、経過年数は35年以上、次に受付番号第25号は、申請地が美原区菅生の田2筆で面積は合計1,371平方メートル、現況は資材置場、経過年数は20年以上、次に受付番号第26号は、取り下げにより欠番、次に受付番号第27号は、申請地が東区菩提町3丁の田2筆で面積は合計683平方メートル、現況は住宅、経過年数は55年以上、次に受付番号第28号は、申請地が美原区菅生の畑1筆で面積は842平方メートル、現況は雑木林、経過年数は35年以上でいずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和6年度第6回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第 3 3 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 3 4 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 3 5 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 3 6 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 3 7 号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第 2 4 号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 2 5 号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 2 6 号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 2 7 号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 2 8 号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 2 9 号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長

北 原 芳 彦

委 員

小 谷 信 江

委 員

辻 千 代 郎